# 防衛省設置法等の一部を改正する法律案新旧対照条文 目次

$\bigcirc$	$\circ$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)(附則第六条関係)・・・・・・16	(附則第五条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)(附則第四条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)(附則第三条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)(第三条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(第二条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)(第一条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(傍線
$\mathcal{O}$
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

を加えた総計二十四万七千百五十四人とする。 を加えた総計二十四万七千百五十四人とする。	九十四人並 衛官(以下「航空自衛官」という自衛隊の自 「海上自衛官」という。)四万五(以下「海 官」という。)十五万五百九十人(自衛官の定数は、陸上自衛でを) 現
七千百五十四人とする。 と	」という。)四万六千九百二十八人並)四万五千三百七人、航空自衛隊の自衛官(以下「陸上自衛隊の自衛官(以下陸上自衛隊の自衛官(以下「陸上自衛

改

正

案

傍線
$\mathcal{O}$
部八
分
は
改
正
部
分

## (在外邦人等の輸送)

現

行

早期に面会させ、 行させる必要があると認められる者又は当該邦人若しくは当該 你の保護を要する外国人として同乗させることを依頼された者 衛大臣は、 される危険及びこれを避けるための方策について外務大臣と協 騒乱その 外国人の家族その他の関係者で当該邦人若しくは当該外国人に なる措置をとらせるため当該輸送の職務に従事する自衛官に同 人の輸送の依頼があつた場合において、 八十四条の れる者を同乗させることができる。 当該外国との連絡調整その他の当該輸送の実施に伴い必要と 当該邦人の輸送を行うことができる。 他の緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦の四 防衛大臣は、外務大臣から外国における災害、 外務大臣から当該緊急事態に際して生命若しくは身 若しくは同行させることが適当であると認め 当該輸送において予想

い近矢できてのとうでき	工通印片ならのでける。	ため向精神薬を所持する場合には、適用しない。軍隊に対し麻薬又は向精神薬を譲り渡す場合及び当該譲渡しの	他の法律の規定により自衛隊に属する物品の提供として外国の六第一項の規定は、第一項の部隊又は補給処が、この法律又は	3 麻薬及び向精神薬取締法第二十四条第一項及び第五十条の十 (新設)	2 (略) 2 (略) 2 (略)	第百十五条の三 (略) 第百十五条の三 (	(麻薬及び向精神薬取締法等の特例)	3 (略) 3 (略)	(略)	項の規定により	一 輸送の用に主として供するための航空機 一 一 輸送の用に主	掲げる航空機又はによりこれによる	空港施設の状況、	できる。機により行うもの	2   育項の輯送に   沙に猪にる船笠機又に船舶により行きごとか   2   育項の輯送に
					(略)	- 五条の三 (略)	薬及び向精神薬取締法等の特例)	(略)		項の規定により保有するものを除く。)	輸送の用に主として供するための航空機(第百条の五第二	掲げる航空機又は船舶により行うことができる。によりこれによることが困難であると認められるときは、次に	施設の状況、当該輸送の対象となる邦人の数その他の事情	より行うものとする。ただし、当該輸送に際して使用する	:項の輸送は「第百条の五第二項の規定により係有する航空

 $\bigcirc$ 

防衛省の職員の給与等に関する法律 (昭和二十七年法律第二百六十六号) (第三条関係

、傍線の部分は改正部分、

#### 療 養等)

改

正

案

第二十二条 ほか、 移送費、 時生活療養費、 院時生活療養費、 場合には、国は、 衛官補、学生並びに生徒 又は支給を行うことができる。 する規定の例により、 組合法中組合員に対する療養の給付又は入院時食事療養費、入 自衛官及び即 移送費、 )が公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾病にかかつた これらの給付又は支給にあわせて、 高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給を行う 高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給に関 自 衛官、 応予備自衛官、 保険外併用療養費、 保険外併用療養費、 政令で定めるところにより、 自衛官候補生、 療養の給付又は入院時食事療養費、 (以下この条において「本人」とい 教育訓 療養費、 練招集に応じている予備 訓練招集に応じている予 療養費、 これらに準ずる給付 訪問看護療養費、 訪問看護療養費 国家公務員共済 、 入 院 う 自 備

### 2

3 二十三年法律第百二十九号) 又は国民健康保険法 五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託すること 玉 は、 次に掲げる事務を社会保険診療報酬支払基金法 (昭和三十三年法律第百九十二号) 第四十 による社会保険診療報酬支払基金 (昭 和

| ができる。 が 請求することができる診療報酬の 項 0) 規定による給付又は支給に係る療養を担当する者 額の審査に関する事務及

#### 療養等

現

行

第二十二条 は、 衛官補、 給を行うことができる。 これらの給付又は支給にあわせて、 療養費、 中組合員に対する療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生 定の例により、 活療養費、 公務又は通勤によらないで負傷し、 自衛官及び即応予備自衛官、 高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給を行うほか、 国は、 高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給に関する規 学生並びに生徒 保険外併用療養費、 自衛官、 保険外併用療養費、療養費、 政令で定めるところにより、 療養の給付又は入院時食事療養費、 自衛 官候補 (次項において「本人」という。 療養費、 教育訓練招 生、 又は疾病にかかつた場合に これらに準ずる給付又は 訓 訪問看護療養費、 練 訪問看護療養費、 国家公務員共済組合法 集に応じてい 招集に応じている予 入院時生活 ,る予備, 移送費 移送 が 支 自

#### 略

2

3 基金法 る者が請求することができる診療報酬 報酬支払基金に委託することができる。 及びその診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払 (新設) 玉 は、 (昭和二十三年法律第百二十九号) 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定に よる給 付又は 支給に 0 額の審査に関する事 による社会保険 係る療 養 を担当

5 4 場合は、 する。 報を含む。 号力 関等から療養を受けようとする者又は同法第八十八条第一 おい 号) 険者及び法令の 規定する利用者証明用電子証明書をいう。) する法律 子署名等に係る地方公共団体情報システム機 平成二十五年法律第二 業者」という。 規定する指定訪問看護事業者 政 う者であつて防衛省令で定めるものと共同して委託するものと  $\mathcal{O}$ ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 けようとする者が、 他 合で定める医療機関又は薬局 国は、 る事 びそ 国及び保険医 提供に関する事務 に係る本人に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは 項 第六十三条第三項 の防衛省令で定める方法により、 7 同じ。 務  $\hat{O}$ K 0 前項の 診 規定による給付 を 他 項の規定による給付又は支給その (平成十四年法律第百五十三号) (第六項及び第七項において「給付事務」という。 いう。 の社会保険診療報酬支払基金法第 療 報 0) |療機関等 照会を行い その他の関係者は、 規定により医療に関する給付その他の 規定により同項第二号に掲げる事務を委託 齫 から同条第  $\mathcal{O}$ に記録された利用者証明用電子証明書 国に対し、 支払に関 第 十七号) 又は (健康保険法 号に規定する保険 はする事 支給に係る費用の 電子情報処理組織を使用する方法 (次項において「指定訪問看護事 一項に規定する指定訪問看護を受 を 第二条第七 個人番号カード いう。 電子資格確認 務 本人の資格に係る情報 大正 以下この 第二十二条第一 項に規定する個 他 を送信する方法そ 構の認証業務に関 医 +  $\mathcal{O}$ |療機関その 防 請求に必要な情 条に規定する保 一年法律第七十 (行政手続にお 項及び次項に 衛省令で定め (保険医療機 事務を行 項に 項に ずる 人番 他 (電  $\overline{\mathcal{O}}$ (新設 新設

十七 受け されるよう、 び 高: 業者に提供 その する給付を定める法令の規定により行われる事務が円滑に実 者から本人であることの確認を受けることをいう。 、導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進によ 医療保険各法等 齢者の医 年法律第八 て当該情 他 0 情 報 相互に連携を図りながら協力するものとする。 療の確保に関する法律をいう。 報を当該保険医療機関等又は当該指定訪問 通 (十号) 当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事 信  $\mathcal{O}$ (高齢者の 技術を利 第七条第 医療の 用する方法によ 1律をいう。)その他医療に関項に規定する医療保険各法及 確保に関する法 ŋ 玉 )の仕組み 律 から 昭 看護事 口 [答を 和 り 業 五

(新設)

6 ○ 自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めてはならない 自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めてはならない 記号· 合を除 臣等」 自衛官診療証記号・番号 号及び番号として、  $\mathcal{O}$ 以下この項から第九項までにおいて同じ。 て防衛省令で定める者 ì給付· 項 防 E 衛大臣 き、 番号等 という。 規定する保険者番号に準じて定めるものを 事務又はこれに関連する事務の 何 国 íc 、発行者符号 は、 対 保険医療機関等、 本人ごとに定めるものをいう。 L ても、 これらの (次項から第九項までにおいて (国が本人の (防衛大臣が健康保険法第三条第十 その者又はその 事務の 指定訪問看護事業者その他 資格を管理するための 遂行のため必要がある場 遂行のため自衛官診療証 者以外 を利用する者とし いう。 ) をいう。 0 者に係る 「防衛大 及び 記

(新設

給付事務及びこれに関連する事務の

利用が特に必要な場合

7

防

衛大臣等以

外の者は、

遂行のため自衛官診療証記号・番号等の

として防衛省令で定める場合を除る

き

何

人に

. 対

しても、

その

ることを求めてはならない。

その

者以

外の

者に係る自

偉官診

療証記号

番号等を告知

す

者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為がする行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をしたおいて、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反る場合に、提供データベースを構成するとき。	臣等以外の者が、		下この項において「提供データベース」という。)を構成して録された情報が他に提供されることが予定されているもの(以的に構成したものをいう。)であつて、当該データベースに記の情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系	<ul><li>衛官診療証記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それら号・番号等の記録されたデータベース(自己以外の者に係る自9 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、自衛官診療証記</li></ul>	とき。 場合に、自衛官診療証記号・番号等を告知することを求め 一 防衛大臣等以外の者が、前項に規定する防衛省令で定め	号・番号等を告知することを求めるとき。 一 防衛大臣等が、第六項に規定する場合に、自衛官診療証記を告知することを求めてはならない	8 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為8 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為8 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為
新設)	(新設)	(新設)		(新 設)	(新 設)	(新設)	新設)

(新設)	第三十四条   正当な理由がなく第二十二条第十二項の規定による
(新設)	以下の罰金に処する。    おは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円第三十三条  第二十二条第十一項の規定による命令に違反したと
刑法による。 し、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、と、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただ第三十二条 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた(罰則)	第三十二条(略)
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	1 第十二項の質問又に検査の権限に、犯罪捜査のために認められ、
	うして見りが引くは食気の食みは、す証票を携帯し、関係人にこれを提示する。
(新設)	13   前項の規定こより質問又は倹査を行う職員は、その身分を示   くは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
	して当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問し、若し
	由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は職員を
	(a)
	$\otimes$
(新設)	12   防衛大臣は、前二項の規定による措置に関し必要があると認
	ることができる。
	従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従
(新設)	11   防衛大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に
	告することができる。
	中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧

	刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
	社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の
	、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない
(新設)	2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には
	法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
	、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その
	人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して
	格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理
	という。)を含む。以下この項において同じ。)の代表者(人
	の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」
(新設)	第三十五条 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人
	三十万円以下の罰金に処する。
	、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、
	をし、若しくは正当な理由がなく同項の規定による検査を拒み
	て正当な理由がなく答弁せず
	報告をせず、告 シベは虚為の報告をし、又は司頁の規定による

正後のもの(公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行)※「現行」は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律〇 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)(附則第三条関係) (令和三年法律第六十六号) による改

3~6 (略)	3~6 (略)
	又は利用若しくは提供に必要な事務を行うこと。
な事務を行うこと。	供に関する事務を委託されたときは、その収集若しくは整理
ときは、その収集若しくは整理又は利用若しくは提供に必要	) の規定により情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提
しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を委託された	に関する法律第二十二条第三項(第二号に係る部分に限る。
五 生活保護法第八十条の四第一項の規定により情報の収集若	五 生活保護法第八十条の四第一項又は防衛省の職員の給与等
四 (略)	四 (略)
	な事務を行うこと。
されたときは、これらに必要な事務を行うこと。	報酬の支払に関する事務を委託されたときは、これらに必要
査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託	ことができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療
する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審	。) の規定により、療養を担当する者が国に対して請求する
二百六十六号)第二十二条第三項の規定により、療養を担当	二百六十六号)第二十二条第三項(第一号に係る部分に限る
三 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第	三 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第
一•二 (略)	-   (略)
2 (略)	2 (略)
第十五条 (略)	第十五条 (略)
現行	改正案
(傍線の部分は改正部分)	

○ 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)(附則第四条関係)

(傍線の部分は改正部分)

略)	(略)	機関又は法人提供を受ける国の	、第三十条の三十関係)別表第一(第三十条の九、	改
(略)	(略)	事務		正案
七十三の四日民保険団体連にし、三理第共情るく条理第	一〜七十三の三	機関又は法人機関又は法人事	、第三十条の三十関係)別表第一(第三十条の九、	現
健康保険法による同法第二百五条の四年、船員保険法による同法第百五十三年、船員保険法による同法第百五十三条の十第一項第二号の情報の収集若しくは整理、私立学校教職員共済法による同法第四十七条の三第一項第二号の情報の収集若しくは整理、私立学校教職員共済法による同法第四十七条の三第一項第二号の情報の収集若しくは整理、国民健康保険法による同法第百十四条の二年、国民健康保険法による同法第百十四条の二年、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、	(略)	事務	() 第三十条の二十三、第三十条の二十八	行

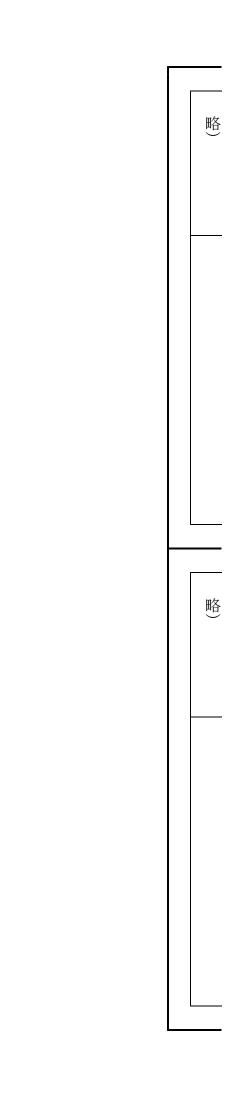
略)	七十四~百二十	七十三の六 (略	七十三の五 保険診療報酬支 付票保険団体連 合会 合会	
(略)	(略)	(略)	で定めるもの で定めるもの で定めるもの で定めるもの で定めるもの で定めるもの で定めるもの で定めるもの	
規制委員会 原子力	七十四~百二十	七十三の五年金機構	新設)	
(昭和三十二年法律第百六十七号)に放射性同位元素等の規制に関する法律	(略)	国民年金法等の一部を改正する法律(国民年金法等の一部を改正する法律(国民年金法等の一部を改正する法律(国民年金法等の一部を改正する法律(国民年金法等の一部を改正する法律(	(新設)	事務であつて総務省令で定めるものよる同法第百六十五条の二第一項第一よる同法第百六十五条の二第一項第一は高齢者の医療の確保に関する法律に関第二号の情報の収集若しくは整理又

	省			省
	施機関又は防衛			施機関又は防衛
つて総務省令で定めるもの	項に規定する実			項に規定する実
又は福祉事業の実施に関する事務であ	号)第三条第一	で定めるもの	つて総務省令で定めるも	号)第三条第一
若しくは通勤による災害に対する補償	法律第百九十一	の実施に関する事務であ	又は福祉事業	法律第百九十一
る場合を含む。)による公務上の災害	(昭和二十六年	による災害に対する補償	若しくは通勤	(昭和二十六年
法律第二百六十六号)において準用す	務員災害補償法	る場合を含む。) による公務上の災害	る場合を含む。	務員災害補償法
の給与等に関する法律(昭和二十七年)	若しくは国家公	する法律において準用す	の給与等に関する法	若しくは国家公
国家公務員災害補償法(防衛省の職員	百二十三 人事院	害補償法(防衛省の職員	国家公務員災害補償	百二十三 人事院
(略)	百二十二 (略)		(略)	百二十二(略)
		つて総	定めるもの	:
(新設)	(新設)	法第二十二条第一項の給付又はの職員の給与等に関する法律に	よる同法第二 防衛省の職員	衛省 防
もの				
関する事務であつて総務省令で定める				
までの交付又は同条第九項の再交付による同法第三十五条第二項がに第四項				

後のもの(公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行)※「現行」は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律( 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律 (平成二十五年法律第二十七号) (令和三年法律第三十九号) による改正 (附則第五条関係)

(傍線の部分は改正部分)

		I		別	
二十一~百二(	二十の二防衛大	(略)	一~十九 (略)	別表第一(第九条関係)	-1
( ) (略)	内容   内容   内容   内容   内容   内容   内容   内容	(略)	(略)	係)	改正案
				別	
二十一~百二(	(新設)	二十 厚生労働大	一~十九 (略)	別表第一(第九条関係)	現
(略)	(新設)	るもの に関する事務であって主務省令で定め 十七年法律第百二十七号)による援護 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二	(略)	;)	行



デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和三年法律第三十七号)

(附則第六条関係

傍線

0)

部分は改正

部

分

 $\bigcirc$ 

第五 項とし、  $\mathcal{O}$ -() (? 利 別 + 項までを三十四項ずつ繰り下げ、九十八 用 六 条 行 - 百二の一路する法律 政 手 続 の項を百三十六の原伝律の一部を次の足板における特定の個 三十六の項とし、九十九の部を次のように改正する。 個 人を識 0 別 項を百三十 するため 項か  $\mathcal{O}$ 5 <u>ー</u>の 番 号 百 第  $\mathcal{O}$ 五 別利 + 六

改

正

案

現

行

百三十二 学大臣又は厚 働 文部 生科 六十八号)による公認心理師公認心理師法(平成二十七年 め に関する事務であって主務省令で定ハ十八号)による公認心理師の登録公認心理師法(平成二十七年法律第 るも

同項

への次に

次のように加える。

八十八の項を百二十二 十六の項とし、九十二 十六の項までを三十二 百十五 でを三十三項ずつ繰り下げ、八 次に次のように 别 七十八の項を百十三の項とし、 表 項とし、九十三の項を百二十五の項までを三十三項ずつ繰り下げ、 第 0 項とし、 中 五. 項 九 ずつ繰り下げ、 + 八十の項を百十四 加える。 七 十二項ずつ繰り下 0 り下げ、八十二の項を削り、八十一の一一の項とし、八十三の項から八十七の 項を百三十 項を百二十五の 六十八 0 六十九の項から七十七 項と  $\mathcal{O}$ 八の項を百の項とし、同項六十九の項から七十七の項の項とし、七十九の項を削 げ、 į 項九 を削り、八十一の項をの項から八十七の項まり、八十九の項を削り、項とし、九十の項から 十三の 九 + 兀  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ の項を百二の項から九 カュ

> とし、 の項までを三十三項ずつ繰り下げ、 表第 用等に関する法律 同項の次に次のように加える。 中 行 音二の 政 手続 項を百三十五の項とし、 に 。 一 お ける 部 ・・豆の頃とし、九十九の項部を次のように改正する。 九十八の 項を百三 項 め 十の か  $\mathcal{O}$ 5 番 項百

百三十 学大臣 働 大臣 又は厚生 文部 科 六 め 公認心理師法 関する事務であって主務省令で定ハ十八号)による公認心理師の登録 るも 平 成二十 七年 法 律 第

り、 百十四 で ら九十二の項までを三十 二十五の 同 までを三十四項 九 十六の 項の 別 七十八の項を百十 表 次に の項とし、 人の 第 十二項ずつ繰り下げ、 の項とし、九の項までを三 項を百二十の 中九 次  $\mathcal{O}$ ように加える。 ずつ繰り下げ、 + 九十三の 八十の項を百十三の Ł 一十二項ずつ繰り下げ、 0 二の項とし、 項 項とし、八十三の項から八十七一項ずつ繰り下げ、八十九の項 がを百二 項を百二十四 八十二の項 六十八の 九 六十九の項から七  $\mathcal{O}$ 項とし、 項 項を九 を削り、  $\mathcal{O}$ عَ 項とし、 į 九十三の二 十九 七十九の 九 八十 + 九 0 几 <u>・</u>の 十の 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ とし、 頃を削 を削 七の  $\mathcal{O}$ 項項 項ま を可ら 項を 項 カュ 項 り カゝ

<b>を</b> もの		
関する事務であって主務省令で定め		
十二号)による言語聴覚士の免許に		臣
大 言語聴覚士法(平成九年法律第百三	厚生労働大	百三
令で定めるもの		
の登録に関する事務であって主務省		
百三十一号)による精神保健福祉士		臣
大   精神保健福祉士法(平成九年法律第	厚生労働大	百二
で気めるもの		
ご言りるこう		
登録に関する事務であって主務省令		事
知   介護保険法による介護支援専門員の	都道府県知	百一

に加える。
三の項とし、六十一の項を九十の項とし、同項の次に次のよう十六の項までを三十二項ずつ繰り下げ、六十一の二の項を九十十六の項までを三十二項ずつ繰り下げ、六十一の二の項を九十二の項を九十九の項とし、六十二の項から六

加える。   一の項とし、六	十 一 の 西	六十一の項を九十の項とし、同項の次に次のよう
九 大 大 臣 一 厚	厚生労働	ものする事務であって主務省令で定める六号)による救急救命士の免許に関対急救命士の免許に関対の。
大臣 厚	厚生労働	法律(平成四年法律第八十六号)に看護師等の人材確保の促進に関する

よる都道府県による看護師等の資質

るもの 関する事務であって主務省令で定め十二号)による言語聴覚士の免許に言語聴覚士の免許に	厚生労働大	百 臣  二
令で定めるもの の登録に関する事務であって主務省 百三十一号)による精神保健福祉士 精神保健福祉士法(平成九年法律第	厚生労働大	百臣一
で定めるもの登録に関する事務であって主務省令介護保険法による介護支援専門員の	都道府県知事	百

うに加える。
二の項とし、六十一の項を八十九の項とし、同項の次に次のよ十六の項までを三十一項ずつ繰り下げ、六十一の二の項を九十別表第一中六十七の項を九十八の項とし、六十二の項から六

九 大 十 臣 一	九 臣 十
厚生労	厚生労
労 働 ———————————————————————————————————	働 大
よる都道府県による看護師等の資質法律(平成四年法律第八十六号)に看護師等の人材確保の促進に関する	ものする事務であって主務省令で定める六号)による救急救命士の免許に関対急救命士の免許に関

令で定めるもの の支援に関する事での向上及び就業の 上及び就業の促進のため 務であって主務省促進のための取組

 $\mathcal{O}$ ように加える。 別 表第  $\mathcal{O}$ 六十  $\mathcal{O}$ 項 を同 表の 八十六の 項とし、 同 .項の 次に 次

のあっつに関する事務であって主務省令で定に関する事務であって主務省令で定六十一号)による義肢装具士の免許義肢装具士法(昭和六十二年法律第	厚 生 労 働	八 大 五 五
定めるもの第六十号)による臨床工学技士法(昭和六十二年法語は不工学技士法(昭和六十二年法)	厚 生 労 働	八 大 十 臣 八
の事務であって主務省令で定めるも為社士又は介護福祉士の登録に関す六十二年法律第三十号)による社会社会福祉士及び介護福祉士法(昭和	厚 生 労 働	八 大 十 臣 七

八四十の 項を七十九の項とし、 の項とし、チーの可とし、チーのでは、チーのでは、カーのでは、 **十二**の 別 表第一 中五十. の項とし、同項の次に次のように加える。こし、五十六の項を八十一の項とし、五十六の項を八十三の項とし、五十六の下五十九の項を八十五の項とし、五十八の下五十九の項を八十五の項とし、五十八の 五の項とし、エコーの項とし、エコーの項とし、エコー とし、五十五の二の五十八の項を八十

> ように加える。 の六十  $\mathcal{O}$ 項 を同 表  $\mathcal{O}$ 八 + 五.  $\mathcal{O}$ 項とし、 同 項の 次に

次

令で定めるもの

 $\mathcal{O}$ 

支援に関する事務で向上及び就業の促進

事務であって主致の促進のための氏

務組

 $\mathcal{O}$ 

別表第

めるものに関する事務であって主務省令で定た十一号)による義肢装具士の免許表肢装具士法(昭和六十二年法律第	厚 生 労 働	八 大 十 臣 八
定めるもの第六十号)による臨床工学技士の免節床工学技士法(昭和六十二年法律	厚生労働	八 大 十 臣 七
のので主務省令で定めるもる事務であって主務省令で定めるもに出ては介護福祉士の登録に関すれ十二年法律第三十号)による社会社会福祉士及び介護福祉士法(昭和	厚 生 労 働	八 大 十 臣 六

 $\equiv$ を七十八の項とし、同項の次に次の八十一の項とし、五十六の項を八十二の三の項とし、五十七の項を八十二の別表第一中五十九の項を八十四の を七十八の項とし、 の次に次のように加える。 八十二の 十 一の項とし、五の項とし、五 五十五の二の項を五十八の項を八十

		臣	八十
			厚生労働大
めるもの	に関する事務であって主務省令で定	六十四号)による視能訓練士の免許	視能訓練士法(昭和四十六年法律第

次のように加える。 別 表第一  $\mathcal{O}$ 五十五 0 項を同り 表の七十六の項とし、 同項の次に

七十八 厚生労働 未	会 保険労務士会連 会会 大
るもの関する事務であって主務省令で定め十九号)による柔道整復師の免許に柔道整復師が免許に柔道整復師法(昭和四十五年法律第	省令で定めるもの士の登録に関する事務であって主務律第八十九号)による社会保険労務社会保険労務士法(昭和四十三年法

項とし、同項の次に次のように加える。十三の項までを二十一項ずつ繰り下げ、四十別表第一中五十四の項を七十五の項とし、 四十八の項を六十八のし、四十九の項から五

		大臣	六十九
			厚生労働
する事務であって主務省令で定める	学療法士又は作業療法士の免許に関	四十年法律第百三十七号)による理	理学療法士及び作業療法士法(昭和

大臣 厚色質	六十四号)こよる見能訓東士の免许
-	
	に関する事務であって主務省令で定
	めるもの
別表第一の五十五の	別表第一の五十五の頂を司表の七十五の頂とし、司頂の欠こ
くりこうこ目さら。	

次のように加える

大臣 厚生労働	七十六 保険労務士会連 合会
るもの 関する事務であって主務省令で定め 十九号)による柔道整復師の免許に 柔道整復師法(昭和四十五年法律第	省令で定めるもの士の登録に関する事務であって主務律第八十九号)による社会保険労務社会保険労務

とし、同項の次に次のように加える。十三の項までを二十項ずつ繰り下げ、四十八別表第一中五十四の項を七十四の項とし、 四十八の項を六十七の項とし、四十九の項から五

## 六十八 厚生労働 する事務であって主務省令で定める学療法士又は作業療法士の免許に関四十年法律第百三十七号)による理理学療法士及び作業療法士法(昭和

もの

の項とし、 の項とし、 十三の 十六の項までを二 別 表第 項と 三十六の二の項を五十五の項とし、 三十八の項を五十七の項とし、三十七の項を五十六 中 应 干 同項の次に次のように加える。 十項ずつ繰り下げ、 七 0 項を六十七の項とし、 三十八の二の項を五十八 十 九 六の項を五  $\mathcal{O}$ 項か 5 兀

大臣 厚生労働

十六号)による薬剤師の免許に関す薬剤師法(昭和三十五年法律第百四

る事務であって主務省令で定めるも

を四 を四 項を四十五の項とし、 を四十七の項とし、 を四十九の項とし、 0 别 項と 十三の項とし、 表第 項とし、 中三 三十三の三の項を五十の 一五五 同項の次に次のように加える。 三十一の項を四十六の項とし、 二十八の項を四 三十三の項を四十八の項とし、  $\mathcal{O}$ 項を五 三十の項を四 十二の 四十二の項とし、四十四の項とし、 項とし、 項とし、 三十三の二の 十 兀 三十の二の 三十二の 二十九の 0 項を五 七  $\mathcal{O}$ 項項 項 項

大臣 厚生労働

って主務省令で定めるもの床検査技師の免許に関する事務であ三十三年法律第七十六号)による臨臨床検査技師等に関する法律(昭和

別表第一の二十六の項を同表の三十八の項とし、同項の次に

t O

十二の項とし、 の項とし、 の項とし、 十六の項までを十九項ずつ繰り下げ、 別 表第 三十六の二の項を五十四の項とし、 三十八の項を五十六の項とし、 中四 干 同 .項の次に次のように加える。 七の項を六十六の 項とし、 三十八の二の項を五十 十九 三十六の 七の 項を五十  $\mathcal{O}$ 項 )項を五 か 5 五. 几

大臣 厚生労働

る事務であって主務省令で定めるも十六号)による薬剤師の免許に関す薬剤師法(昭和三十五年法律第百四

 $\mathcal{O}$ 

を四十二の項とし、二十八の項を四十一の項とし、項を四十四の項とし、三十の項を四十三の項とし、 を四十六の項とし、 を四十八  $\mathcal{O}$ 別表第一 九 の項とし、 の項とし、 三十三の三の 中三十五 三十一の項を四十五の項とし、 三十三の項を四十七の項とし、 同項の次に次のように加える。 の項を五 項を四 + 十九  $\mathcal{O}$ 項とし、 0) 項とし、 十四四 三十三の 二十七の項三十の二の 三十二の  $\mathcal{O}$ 項 を五 項

四十 厚生労働士

って主務省令で定めるもの | 「一年法律第七十六号」による臨 | 三十三年法律第七十六号)による臨 | 三十三年法律第七十六号)による臨

(表第一の二十六の項を同表の三十七の項とし、同項の次に

別

(略)	(略)	の項を二十一の項を二十一の	三 大 十 臣 九	次のように加える。
		-七の項としの項から二十五の項から二十五の	厚生労働	に加える。
(略)	(略)	の項を二十七の項とし、同項の次に次のように加える。の二の項を三十三の項とし、二十の項を三十二の項とし、十九、二十一の項から二十三の項までを十三項ずつ繰り下げ、二十別表第一中二十五の項を削り、二十四の項を三十七の項とし	めるものに関する事務であって主務省令で定六十八号)による歯科技工士の免許歯科技工士法(昭和三十年法律第百	
(略)		項 、 を 二 別	==	次の
	(略)	を二十七の項が	三 大 王 八	次のように加える。
		の項とし、から二十三の	厚 生 労 働	加える。
	(略)	項を二十七の項とし、同項の次に次のように加える。、二十の項から二十三の項までを十二項ずつ繰り下げ、十九の別表第一中二十五の項を削り、二十四の項を三十六の項とし	めるもの に関する事務であって主務省令で定 六十八号)による歯科技工士の免許 歯科技工士法(昭和三十年法律第百	